

第401回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年5月29日(水)

10:00~11:30

場 所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (2) 第二種共同漁業権漁場に係る入漁権の設定に関する裁定について(協議)
- (3) 漁業法第91条第1項に基づく指導について(諮問)
- (4) 令和5年度全漁調連総会の結果概要について(報告)
- (5) その他

5 その他

R6.5.29 資料1  
香川海区漁業調整委員会

6 水産第 42765 号  
令和 6 年 5 月 16 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾 登史郎様

香川県知事 池田 豊人

まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

| 都道府県            | 知事管理区分          | 知事管理漁獲可能量 | 管轄               |
|-----------------|-----------------|-----------|------------------|
| まさば及びごまさらば太平洋系群 | 香川県まさば及びごまさらば漁業 | 現行水準      | 令和6年7月1日～翌年6月30日 |

## 意見書の補充書の催告

令和 6 年 月 日

相手方塩飽漁業協同組合連合会

代表理事長 倉 本 安 則 様

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎

申請人丸亀市漁業協同組合及び申請人多度津町漁業協同組合から提出のあった第二種共同漁業権漁場に係る入漁権設定の裁定を求める各申請書については、令和 5 年 11 月 24 日付け 5 海区委第 15 号により相手方に対し通知したところ、同年 12 月 5 日付で、当委員会に対し、相手方から意見書が提出されました。

しかしながら、同意見書においては、各申請書について、認否・反論等が十分になされておりません。

については、各申請書について、次の要領で意見書の補充書を作成し、令和 6 年 6 月〇日までに提出してください。

なお、申請人らから、令和 6 年 4 月 22 日付け要望書が提出されていますので、その写しを添付します。

## 記

1 申請の趣旨に対する意見

2 申請の理由に記載してある事実の認否

個々の事実ごとに「間違いない」、「知らない」又は「間違っている」の別を明記し、間違っているという場合には、その事情を述べてください。

3 相手方としての主張（言い分）

4 証拠（書証）がある場合は、各申請書添付の書証（甲号証）を参考に乙号証として提出してください。

R6.5.29 資料3-1  
香川海区漁業調整委員会

6 水産第 51839 号  
令和 6 年 5 月 27 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について（諮問）

別紙のとおり漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 91 条第 1 項に基づく指導について、同条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

6 水産第 51839 号  
令和 6 年 月 日

鴨庄漁業協同組合

代表理事組合長 山 本 浩 智 様

香川県知事 池 田 豊 人

第一種区画漁業権の適切な活用について（指導）

貴組合が第一種区画漁業の免許を受けて管理している漁業権漁場において、令和 4 年度以降、漁業時期を過ぎても養殖施設が残っている事案を、複数回確認しました。このことは、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 91 条第 1 項第 1 号に該当します。

今後は、漁業時期内に養殖施設を撤去するよう行使者を指導し、漁場の適切な活用を図られたい。

なお、この通知は、同法第 91 条第 1 項に基づく指導です。

## 区画漁業権における養殖施設の期間外敷設について（鴨庄漁協）

鴨庄漁業協同組合が第一種区画漁業の免許を受けて管理している漁業権漁場で、令和4年度及び5年度はあおのり養殖で、令和6年度はのり養殖の施設を漁業時期が過ぎているにもかかわらず撤去しない事案が発生している。

### 【過去の経過】

#### 1. R4 年度

R4. 7. 1

- ・さぬき市鴨庄長浜地先のあおのり漁場（区第 401 号）において、漁業時期（10月1日から6月30日まで）を過ぎても養殖施設が残っていることを確認した。
- ・漁協に出向き、7月8日までに養殖施設を撤去するよう口頭指導した。

R4. 7. 5

- ・漁協職員立会の下、現地を確認した。未撤去であつたため、漁協にて再度指導した。

R4. 7. 20

- ・撤去完了を確認した。

#### 2. R5 年度

R5. 5. 29

- ・海区委員会にて、漁業権の一斉切替え（R5. 10. 1 免許）により、藻類養殖業（あおのり）の漁業時期が7月末までになるが、今年度は6月末までであることを確認した。

R5. 6. 26

- ・第一種区画漁業権の適切な行使について、漁協に指導文書を発出した（5水産第73035号）。

R5. 7. 4

- ・前日の現地確認で区第 401 号において、施設が残っていたため、漁協に指導文書を発出した（5水産第73035号）。

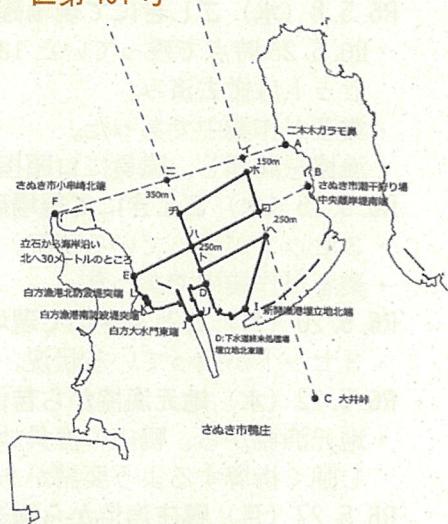
R5. 7. 7、7. 13

- ・未撤去であることを確認した。

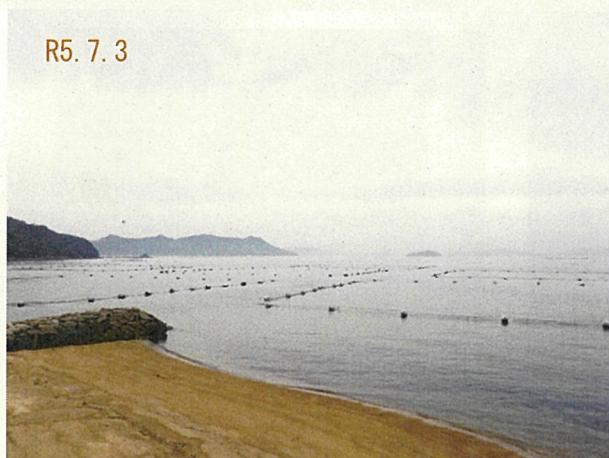
R5. 7. 18

- ・撤去完了を確認した。

区第 401 号



R5. 7. 3



R5. 7. 3



## 【今年度の経過】

### R6. 4. 25 (木) ごしきにて現場確認

- ・県指導船における巡視中、さぬき市鴨庄長浜沖地先の藻類養殖漁場（区第16号、のり）において、漁業時期（10月1日から3月31日まで）を過ぎても養殖施設（13セット）が敷設されていることを確認した。

### R6. 4. 26 (金) 漁業権者である鴨庄漁協への指導

- ・漁協にてR6. 4. 25付指導文書（6水産第29208号）を手交し、職員に対し早急な撤去を指導した。
- ・設置した全数（13セット）が残っていることが判明（3名が行使）。
- ・行使者の息子が3月末に骨折したため作業の手が減ったこと、囲い網に藻類が大量に付着し、網揚げに時間を要していることなどの説明があった。

### R6. 5. 8 (水) ごしきにて現場確認

- ・R6. 5. 25時点で残っていた13セットのうち、10セットは撤去済み。
- ・業者が作業中であった。
- ・漁協を訪問し、職員に口頭指導。

### R6. 5. 15 (水) ごしきにて現場確認

- ・3セットが残っている状況。
- ・業者が作業中であった。

### R6. 5. 20 (月) ことぶきにて現場確認

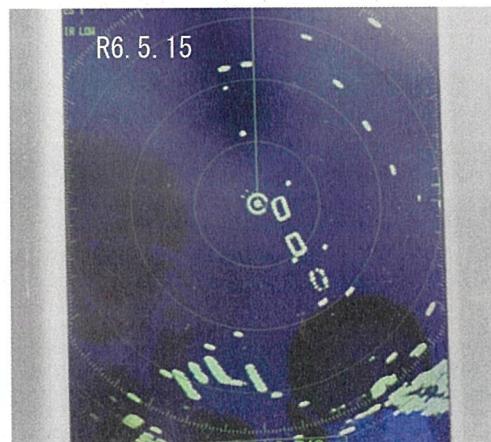
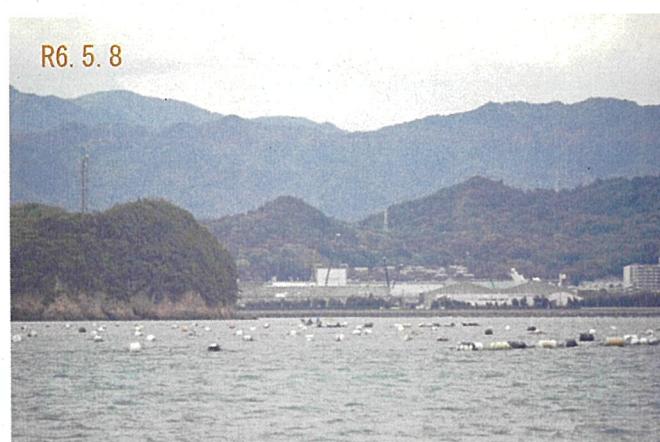
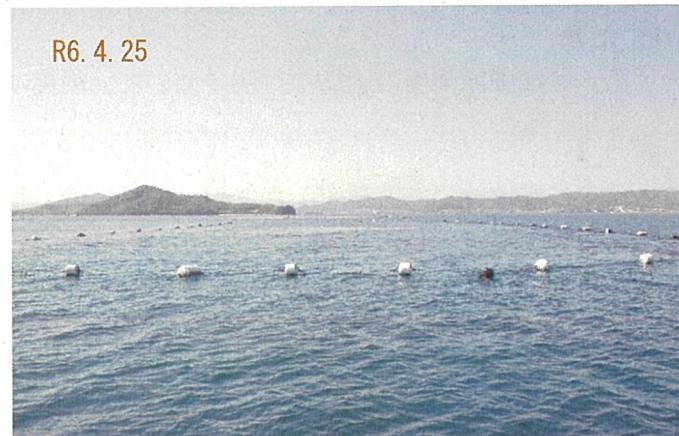
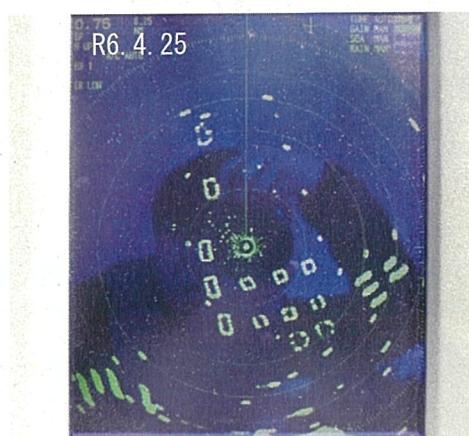
- ・3セットが残っている状況。

### R6. 5. 22 (水) 地元漁協から苦情の架電

- ・地元漁協から、鴨庄の漁具放置について県に対し強く指導するよう要請があった。

### R6. 5. 27 (月) 鴨庄漁協から撤去完了の報告

- ・昨日撤去完了したと、県に報告があった。



● 漁業法（昭和24年法律第267号）（抜粋）

（漁業権者の責務）

第七十四条 漁業権を有する者（以下この節及び第百七十条第七項において「漁業権者」という。）は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員（漁業協同組合連合会にあっては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。）が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

（指導及び勧告）

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
- 二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従つていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- 3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（適格性の喪失等による漁業権の取消し等）

第九十二条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。

- 2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。
- 一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項の規定による勧告に従わないとき。
- 3 前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。



## 令和6年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後3年が経過した現在は、漁業権漁場の活用、特定水産動植物の採捕許可、流通の取扱いなど制度改正の影響が発現しているところであり、また、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、委員会の役割を十分に果たしていく必要があります。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理の開始により、様々な課題、混乱が生じています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立と支援措置、遊漁者への指導が必要となっています。

沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

漁業法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサ

イル発射が続いている、海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱いています。

海洋性レジャーは、多くの人々が各種形態により海面を利用するようになったことで、漁業との間に様々な摩擦が生じていることから、その解消に向け、遊漁者、プレジャーボート等利用者との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質検査による安全性の確認を継続し、情報発信による風評払拭を懸命に行っていた中、令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が開始され、中国などによる日本産水産物輸入停止により、全国に新たな影響を及ぼす事態になつております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和6年5月17日の第60回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和6年5月

全国海区漁業調整委員会連合会

会長 今野智光

## 新規要望項目

- 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援  
(II 1 違法操業の取締強化等)
- 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について  
(III 1 クロマグロ資源の適正利用)
- 3 いか釣り漁具被害対策  
(III 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置)
- 4 クロマグロ遊漁制度  
(III 3 遊漁者等の操業自粛措置)
- 5 海上大規模開発事業の関係者説明  
(IV 沿岸資源の適正な利用について)
- 6 遊漁者に対する環境保全対策  
(VII 1 遊漁と漁業の調整)
- 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発  
(VII 1 遊漁と漁業の調整)
- 8 水上オートバイへのマナー周知徹底と組織化  
(VII 2 プレジャー・ボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止)

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 新規要望項目

### 1 密漁パトロール、密漁防止看板の設置等への支援

漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。

### 2 沿岸まぐろはえ縄漁業について

大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

### 3 いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害への対策を講じること。

### 4 クロマグロ遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

### 5 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、漁場を利用している隣県の漁業関係者に情報提供されないケースがみられている。

今後、EEZ内での開発のような関係者が広範囲に及ぶ場合も想定され、情報伝達の行き違いからくる漁業調整問題が発生する恐れがある。

審査段階での情報提供について、地元のみだけではなく、県域を超えた漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。

### 6 遊漁者に対する環境保全対策

遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定などの環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

### 7 遊漁ルール等の情報発信アプリ開発

より手軽に、情報を発信出来る仕組み作りとして、その場でスマホをかざせば海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）についての案内が出るようなアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

### 8 水上オートバイへのマナーウィーク徹底と組織化

無謀な操船で海難事故が頻発している水上オートバイについても、免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。